

経営法友会 2026 年度研修会開催のご案内

基礎強化講座 〔独占禁止法〕

WELCOME

本講座のねらい

本講座は、事例検討を通じて独占禁止法の基本、実務対応における思考の枠組みを習得することに重点を置きます。独占禁止法関係事案の経験者はもとより、**初めて担当される方**にも実務のイメージがつかめるよう解説します。なお、あらかじめ設例を検討されてから受講されることを推奨します。

SUMMARY

対象者 独占禁止法の実務の基本を習得したい方

講義形式 本講座は、公開収録の上、後日配信を行います。

公開収録 第1講：4月15日（水）10時～12時

第2講：4月21日（火）14時30分～17時

第3講：5月13日（水）10時～12時

第4講：5月21日（木）10時～12時

会場 (株)商事法務 会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）

配信期間 5月8日（金）～7月31日（金）（各講2時間程度、計8.5時間程度、順次配信開始予定）

募集期限 7月24日（金）

受講料 1名につき44,000円（税込）

請求書 4月末までのお申込み 5月上旬にメールにてご案内予定（支払期限：7月末）

5月以降のお申込み 8月上旬にメールにてご案内予定（支払期限：10月末）

キャンセルリレー 配信開始日の前営業日14時以降のキャンセルは、受講料の全額をご負担いただきます。

なお、公開収録にご参加された方について、収録後のキャンセルはお受けできません。

NOTES

申込上の注意

お申込み・ご受講にあたっては、個人アカウントのご登録が必要になります。

詳細は、当会HP「[HP利用方法](#)」をご参照ください。

※公開収録のご参加方法は、申込後にメールにてお送りする「セミナー申込内容の控え」に記載がございます。

動画視聴テストのお願い

必ず[テスト動画](#)が視聴できるかをご確認の上、お申し込みください。

※テスト動画をご覧いただけない場合には、システム部門等にセキュリティ上の制限をご確認ください。

受講方法（視聴先/資料のダウンロード先）

個人アカウントでログインした後、個人ページの「申込済みセミナー」にて配信開始日より視聴および資料のダウンロードが可能です。なお、資料ダウンロードは視聴期間内に限られますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】(株)商事法務 教育事業部

E-mail : law-school@shojihomu.co.jp / TEL : 03-6262-6761

※本講座は、運営を(株)商事法務に委託しています。受講にあたっての詳細や請求書等のご案内は、同社から連絡いたします。

CONTENTS

第1講 競争法の全体像・カルテル・入札談合

1. 競争法をめぐる全体像

競争にかかる規制官庁／執行と関係当局

2. 独占禁止法を学ぶにあたって（総論）

独占禁止法の目的と仕組み／キーとなる概念

3. 【設例1】カルテル

「不当な取引制限」の成立要件／行為要件／弊害要件

4. 【設例2】入札談合

入札談合の構造／違反行為の確認／基本合意の立証

■設例1サンプル（一部抜粋）■

aは素材Pを製造販売するA社の営業課長であるが、近年、素材Qとの競合が激しい。このため、素材Pの国内需要のほぼ全量を製造販売する5社（ABCDE）は、5社で構成する事業者団体において素材Pの利点を訴求する共同広告の実施を定期的に協議している。なお、素材Pの市場における各社の販売数量のシェアは、A：30%、B：25%、C：20%、D：15%、E社10%である。折からの素材Pの原料価格の下落を受け、大手顧客から値下げ要請があり、aは5円/kgの値下げを打診したところ、この大手顧客からは、「B社の営業課長bさんは、15円/kgの値下げで構わないと言っている。なぜ御社は5円などと言うのか。」と反論された。aは、、、

その後、5社は大手顧客を含めた取引先に対し5円の値下げを表明した。

第2講 排除型行為

1. 独占禁止法を学ぶにあたって（排除型行為）

独占禁止法においてキーとなる概念／フレームワーク

排除型行為の概論

2. 【設例1】取引先の囲い込み問題

競争者排除のイメージ

行為の「効果」・行為の「属性」・行為の類型の検討

3. 【設例2】低価格販売問題-不当廉売

価格競争にまつわる問題／不当廉売

4. 【設例3】アフターマーケット問題

取引拒絶／抱き合わせ販売

第3講 拘束型行為（流通施策）

1. 復習

2. 【設例1】再販売価格拘束

取引先への制限行為の分類／再販売価格拘束の概論

行為要件「拘束」／例外論

3. 【設例2】非価格制限

取引先への制限行為の分類

非価格制限の種類と公正競争阻害性

（販売地域・先・方法／選択的流通）

第4講 優越的地位濫用（取適法）

1. 【設例1】拘束行為・優越的地位濫用

優越の分析枠組みの全体観／優越ガイドライン

濫用と地位の連関／濫用行為（不利益行為）

独占禁止法2条9項5号

2. 転嫁円滑化施策パッケージ

3. 取適法の概要

4. 取適法の留意点

5. 振り返り－「分析枠組み」の整理

講師 弁護士 多田敏明氏 略歴

1993年 早稲田大学法学部（法学士）

1996年 最高裁判所司法研修所修了(48期)／1996年 弁護士登録（第二東京弁護士会）・日比谷総合法律事務所

2001年 ニューヨーク大学 LL.M.修得／2002年 ニューヨーク州弁護士登録

2016年 神戸大学大学院法学研究科 非常勤講師・神戸大学 客員教授

取扱案件：独占禁止法、下請法、景品表示法等

著 書：『競争法インデックス』（共編著・商事法務）、『論点体系 独占禁止法〔第2版〕』（共編著・第一法規）、『類型別独禁民事訴訟の実務』（共編著・有斐閣）、『詳説 独占禁止法審査手続』（共著・弘文堂）、『実務に効く公正取引審決判例精選』（共著・有斐閣）ほか著書・論文等多数